連絡担当者及び連絡先:    Tel: Fax: e-mail: @     不認審査を関連資料を添えて申し込みます*1。	(一財)日本海事協会 御中		申込日: _	年	月	日
Tel: Fax: e-mail: @     不認審査を関連資料を添えて申し込みます*1。   承認審査を関連資料を添えて申し込みます*2。 変更概要*2:   定期審査を申し込みます*3。   更新審査を申し込みます*4。   承認取下げを承認証書を添えて申し込みます*5。   取下げ理由*5:   対象事業所名*1/*2/*3/*4 (和): (英):   [ 住所*1/*2/*3/*4 (和): (英):   [ 上	事業者名(申込者) :					
e-mail: @   下記事業所につき、「事業所承認規則」に基づき、	連絡担当者及び連絡先			Г		
下記事業所につき、「事業所承認規則」に基づき、 □ 承認審査を関連資料を添えて申し込みます*1。 □ 承認内容変更に伴う臨時審査を関連資料を添えて申し込みます*2。 変更概要*2: □ 定期審査を申し込みます*3。 □ 更新審査を申し込みます*4。 □ 承認取下げを承認証書を添えて申し込みます*5。 取下げ理由*5: 1. 対象事業所名*1/*2/*3/*4 (和): (英): 2. 住所*1/*2/*3/*4 (和): (英): □ Tel: Fax: e-mail @  またる整備業務従事地区: ・ 承認番号*2/*3/*4/*5: ・ 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:  5. 添付提出資料提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 23-2 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)		-				
□ 承認審査を関連資料を添えて申し込みます*1。 □ 承認内容変更に伴う臨時審査を関連資料を添えて申し込みます*2。 変更概要*2: □ 定期審査を申し込みます*3。 □ 更新審査を申し込みます*4。 □ 承認取下げを承認証書を添えて申し込みます*5。 取下げ理由*5: 対象事業所名*1/*2/*3/*4 (和): (英): □		e-man.				
□ 更新審査を申し込みます*4。 □ 承認取下げを承認証書を添えて申し込みます*5。 取下げ理由*5: 対象事業所名*1/*2/*3/*4 (和): (英): □ Tel: Fax:	<ul><li>□ 承認審査を関連資料</li><li>□ 承認内容変更に伴う</li></ul>	を添えて申し込み	ます*1。	ます*2。		
□ 承認取下げを承認証書を添えて申し込みます*5。     取下げ理由*5:  対象事業所名*1/*2/*3/*4 (和): (英):      Tel: Fax:     e-mail @  3. 主たる整備業務従事地区: 4. 承認番号*2/*3/*4/*5: 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:  添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)	□ 定期審査を申し込み	ます <sup>*3</sup> 。				
取下げ理由*5: 対象事業所名*1/*2/*3/*4 (和): (英): 2. 住所*1/*2/*3/*4 (和): (英):	□ 更新審査を申し込み	ます <sup>*4</sup> 。				
(和): (英):  (在所*1/*2/*3/*4 (和): (英):  Tel: Fax: e-mail @  またる整備業務従事地区: 4. 承認番号*2/*3/*4/*5: 5. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:  添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)	□ 承認取下げを承認証	書を添えて申し込	.みます <sup>*5</sup> 。			
(和): (英): (英): 2. 住所*1/*2/*3/*4 (和): (英):  Tel: Fax: e-mail @  3. 主たる整備業務従事地区: 4. 承認番号*2/*3/*4/*5: 5. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4: 6. 添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)	取下げ理由*5:					
(英):  (英):  住所*1/*2/*3/*4 (和): (英):  Tel: e-mail @  またる整備業務従事地区: 承認番号*2/*3/*4/*5: 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:  添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)		<b>/</b> *4				
2. 住所*1/*2/*3/*4 (和): (英):  Tel: Fax: e-mail @  3. 主たる整備業務従事地区: 4. 承認番号*2/*3/*4/*5: 現地調査希望日*1/*2/*3/*4: 5. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4: 5. 添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)	(和):					
(和): (英):  Tel: Fax: e-mail @  3. 主たる整備業務従事地区: 4. 承認番号*2/*3/*4/*5: 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:  5. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:  5. 添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)	(英):					
Tel:     Fax:       e-mail     @       3. 主たる整備業務従事地区:     .       4. 承認番号*2/*3/*4/*5:     .       5. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:     .       6. 添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)	(和):					
e-mail       @         3. 主たる整備業務従事地区:	· <del>火</del> / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Tel·		Fav·		
3. 主たる整備業務従事地区:  4. 承認番号*2/*3/*4/*5:  5. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:  6. 添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)						
5. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4: 6. 添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資を提出すること。(次ページ参照)	3. 主たる整備業務従事地区					
5. 添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資 を提出すること。(次ページ参照)	4. 承認番号*2/*3/*4/*5:					
5. 添付提出資料 提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.32 及び 3 編 13 章に掲げる資 を提出すること。(次ページ参照)		*3/*4:				
7. 備考	提出すべき資料の詳細に		業所承認規則1編21	章 2.32 及び	3 編 13 章に	掲げる資
	7. 備考					

<提出資料一覧> ※更新審査、定期審査、臨時審査においては、内容に変更がある書類のみ提出すること □ 事業所の概要(所在地、沿革、資本金、組織図(子会社を含む。)、従業員数、主要サービス及びその実績 等) □ 指定の代理業者、子会社及び外注業者のリスト □ サービスの提供に必要な装置及び設備(測定機器、作業場及び材料・部品保管施設概要、外注工事及び 外注品の一覧表等) □ 機器一覧表 □ 検査を正確に実施するために必要な主要な機器及び補助機器を有しなければならず、使用する機器 の記録を保管するための手順書 □ 試験及び検査に関わるソフトウェアを使用する機器の場合には、当該ソフトウェアは、十分に説明及 び検証されたものであること。 □ 承認の対象となるサービスの概要及びその範囲又は提供地域 □ 本会が規定する品質システムを満足する品質マニュアル及びその補足資料又は手順書(作業手順、作業 の検証、記録及び報告、教育・訓練、計測機器の管理等について記載されているもの) □ サービスに従事する技術者のリスト(氏名、資格、経歴等が記載されているもの) □ 技術者の教育プログラム □ 承認の対象となるサービスを提供する際に使用するチェックリスト及び本会への報告書式 □ サービスの一部を外注により確保する場合、外注先の品質管理の調査・評価のための手順書 □ サービスを行う為に使用する装置の操作に関する手引書 □ 保守されている機器の撤去及び/又は、作業場での安全システムを確保するための乗組員との連絡手段 に関する手順 □ 他の適当な機関又は船級協会により承認されている場合は、当該機関又は船級協会が発行した承認証

□ 承認の対象となるサービスに従事する技術者が、サービスの実施にあたっての行動規範又はそれに準じ

□ 利害対立の可能性がある他のサービスの情報

るものを認知していることを確認できる文書

□ その他本会が必要と認める資料

□ 顧客のクレーム及び認証機関による是正処置の記録